

H28年度中山間地・樹園地等での 農地中間管理事業の活用について

平成28年8月

中山間地域における農地中間管理事業の活用イメージ

将来の地域農業の維持発展に問題意識を持つ地域

- ・将来的な担い手の確保に懸念
- ・地域内に耕作放棄地が増加してきた
- ・農家個々の圃場が分散している
- ・地域内の優良農地を残していきたい
- ・地域みんなで何かできないだろうか・・・

将来の地域農業について、徹底した話し合い

- ・現状把握（人、農地）
- ・将来の担い手
- ・将来の方向性 など

- 話し合った内容・結果等を「ミニ人・農地プラン」
（地域営農ビジョン）として明確化し、合意形成
- ・今後の地域の中心となる担い手
 - ・近い将来農地の出し手となる者と農地
 - ・将来的に残すべき農地とそうでない農地
 - ・残すべき農地を守っていくための方策
 - ・将来の地域農業の方向 ……

「ミニ人・農地プラン」の実践

作業受託組織
の設立

作付の団地化

etc...

農地中間管理事
業（機構）の活用

担い手への円滑な農地継承を進めていくために、 農地中間管理事業(機構)を活用する場合

【農地中間管理事業(機構)を活用することで】

- ・ 公的機関(機構)に全農地を一旦預けることで、地域内の生産者に共有地的な意識を生じさせる。
- ・ リタイア者が出た時に、相対で借主を探す必要がなくなる(事前に決めたルールに従って機構が貸し付け)。
- ・ リタイア者が出た時に、リタイア者の農地を機構が最長2年間、管理することができる。
(この2年間で有効に活用: 改植、圃地整備、etc...)
-

農地中間管理事業(機構)の活用前に決めておくべき事項

- ・ 残すべき農地とそうでない農地の仕分け(ゾーニング)
- ・ 当面10年後の理想の絵姿(どの農地を誰が耕作しているかなど)
- ・ 地域内で規模縮小者やリタイア者が出た場合の農地継承の基本ルール
(理想の絵姿となるために、将来の担い手のうち、その農地に一番近い人が受けていくなど具体的に。
機構の貸付決定ルールも考慮する。)
- ・ 将来的に残さない農地をどうしていくか(非農地化の方策など)
- ・ 円滑な農地継承を行うために、残すべき農地は機構に一旦預ける
-

取り決め事項に地域内農業者が同意し、
農地中間管理機構に残すべき農地を貸し付け
(※農業を続ける方は、同時に借受希望を申し出)

農地中間管理機構からの貸付

【第1段階】 現時点における農地利用の最適化

- ・機構の貸付決定ルールに基づく最適化の提案
(この時点ではリタイア者はほとんどいない場合、団地化の提案が中心)
 - ・各種条件等(例えば、樹園地の場合は品種や樹齢、作業性等)を検討のうえ、農用地利用配分計画を作成⇒決定
- ※第1段階では、結果として移動する農地が少ない場合も想定される

【第2段階】 規模縮小者、リタイア者の発生時に、地域で合意した農地継承のルール及び機構の貸付決定ルールに基づき、将来の担い手へ農地を集積



第2段階の取組が繰り返されることにより、理想の絵姿に近づけていく

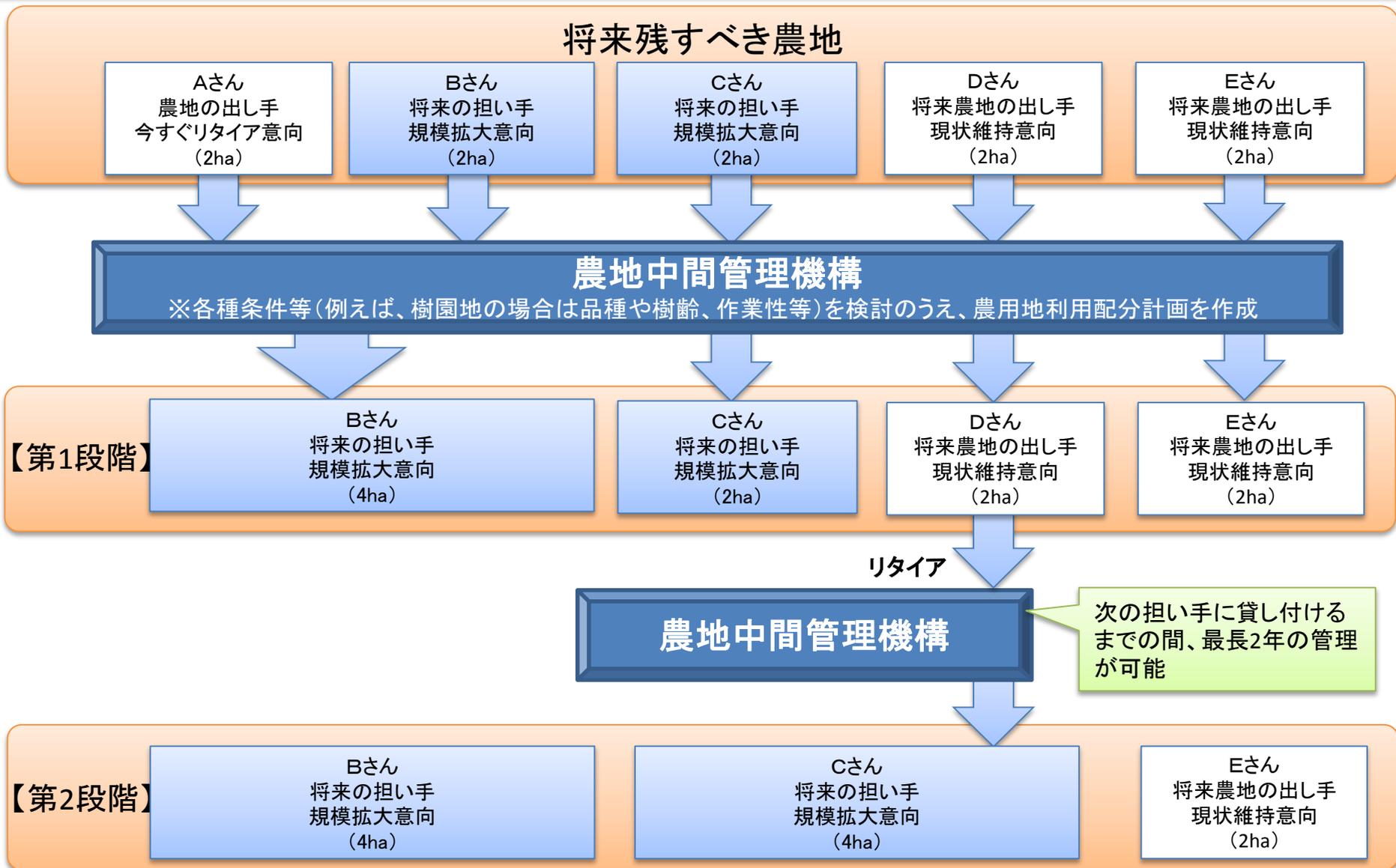
ビフォー

アフター (第1段階)

アフター (第2段階)

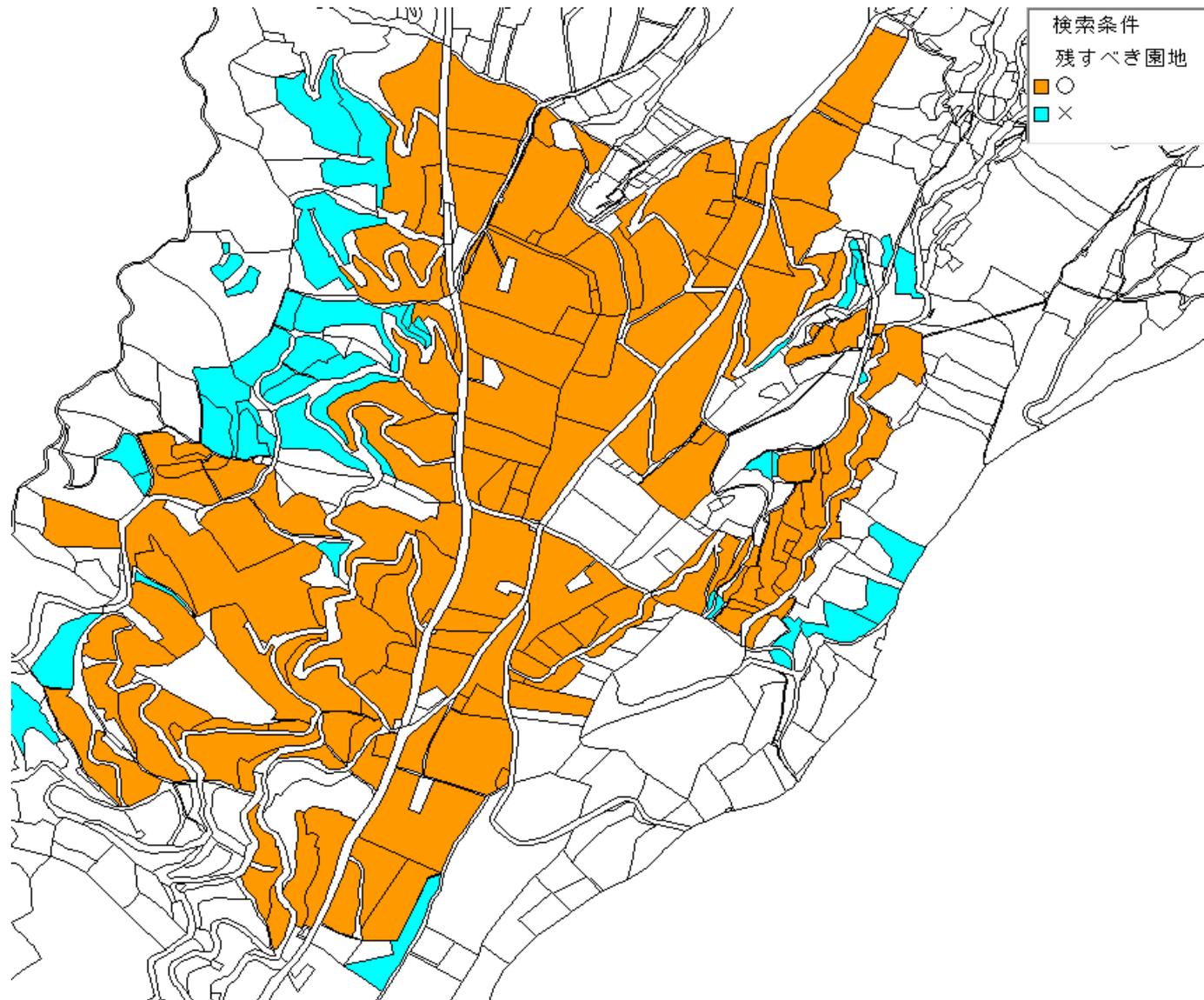
アフター (将来)

中間管理機構事業の活用イメージ

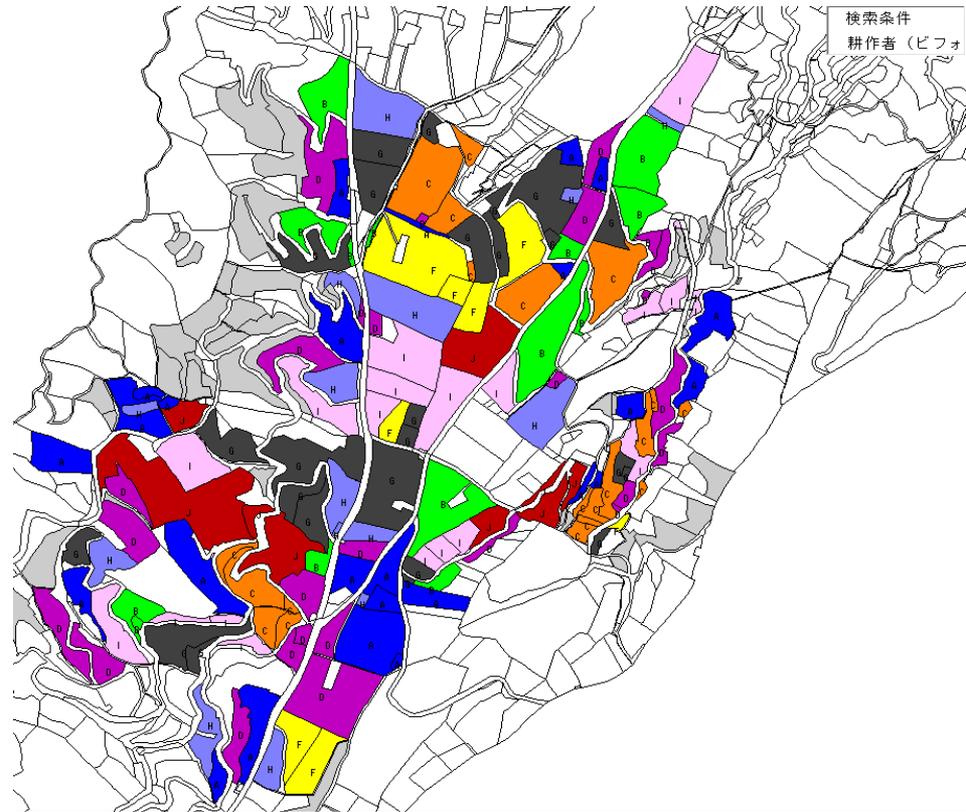


※第2段階の取組が繰り返されることにより、理想の絵姿に近づけていく

ゾーニング

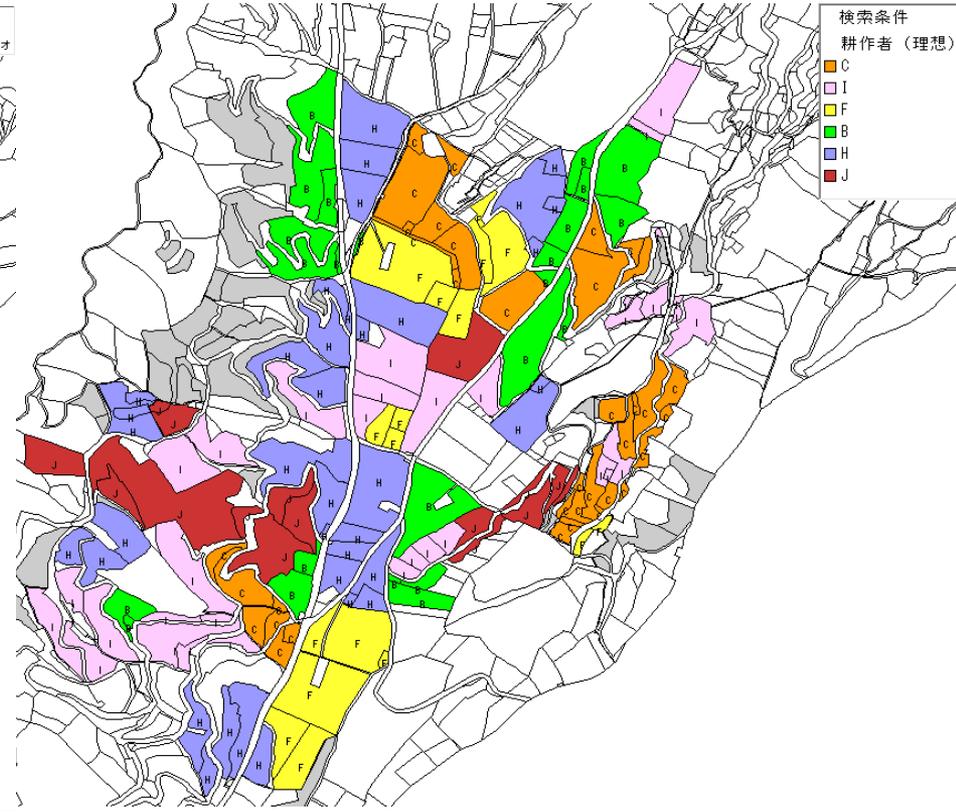


現状



将来の担い手: B、C、F、H、I、J
将来の農地の出し手: A、D、E、G

将来ビジョン

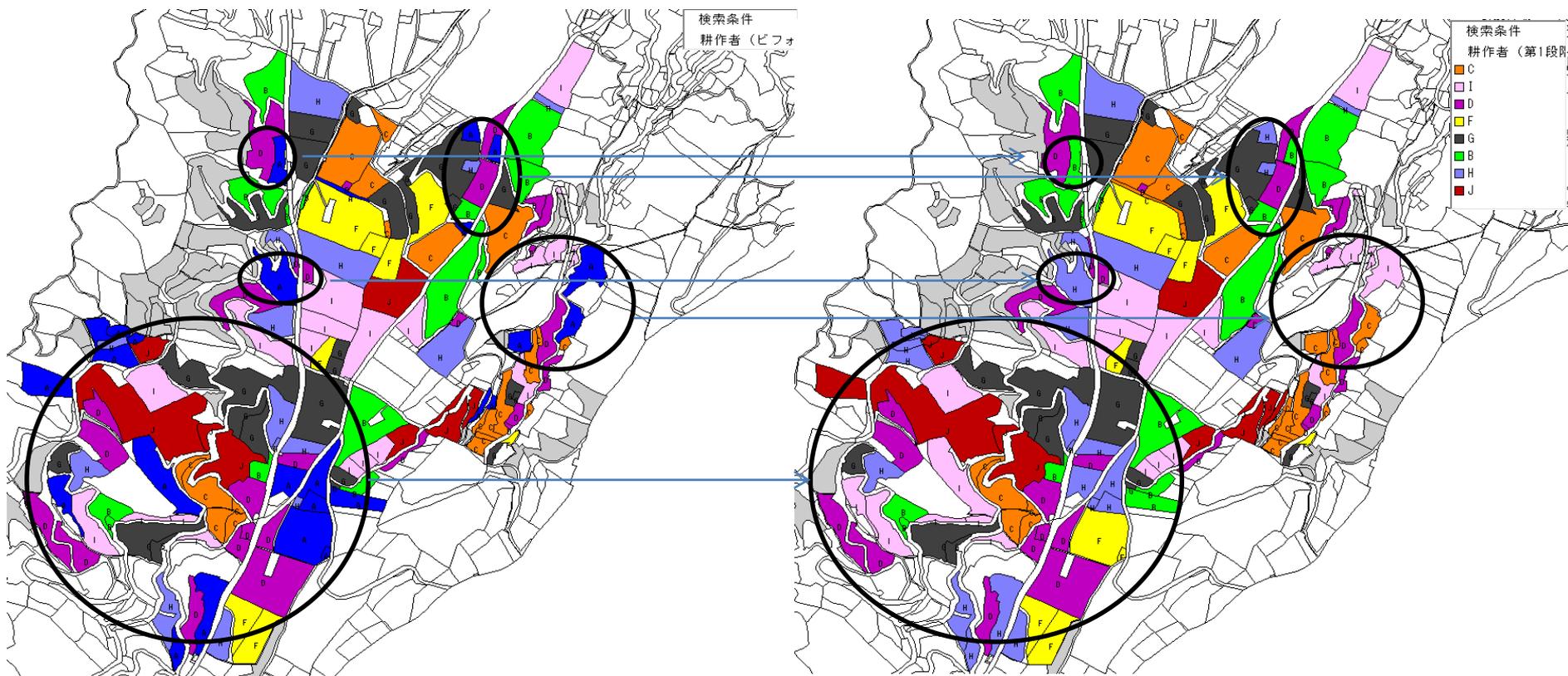


残すべき農地を将来の担い手B、C、F、
H、I、Jに集積・団地化

徐々に将来ビジョンへ近づけていく取組

ビフォー（現状）

アフター（第1段階）



【初年目】Aさんリタイア

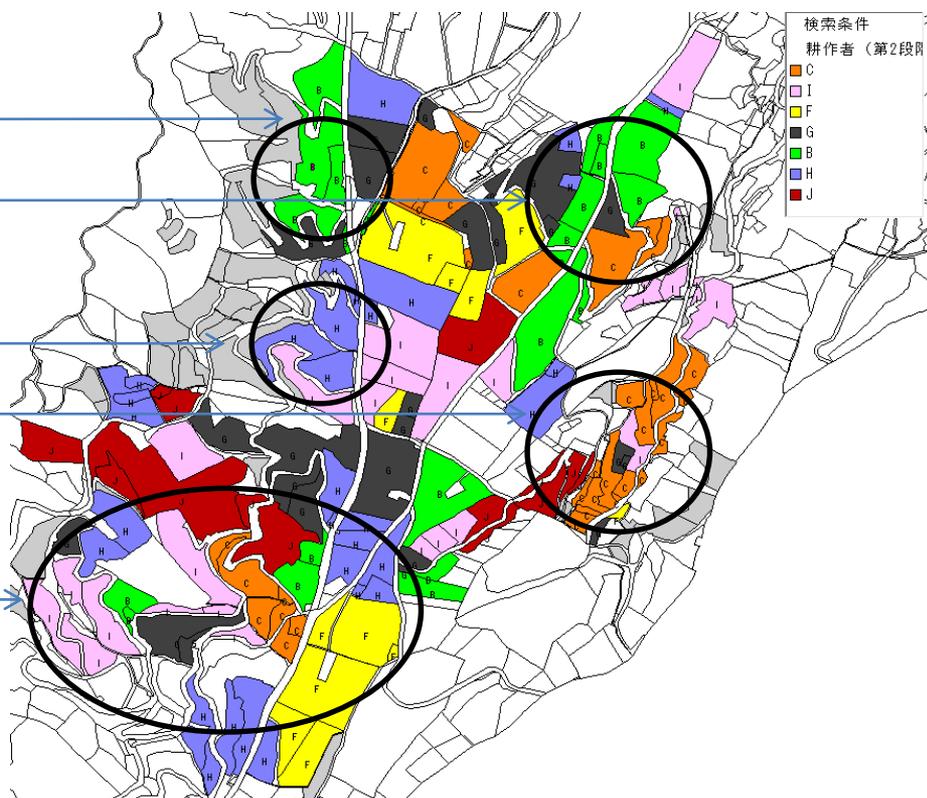
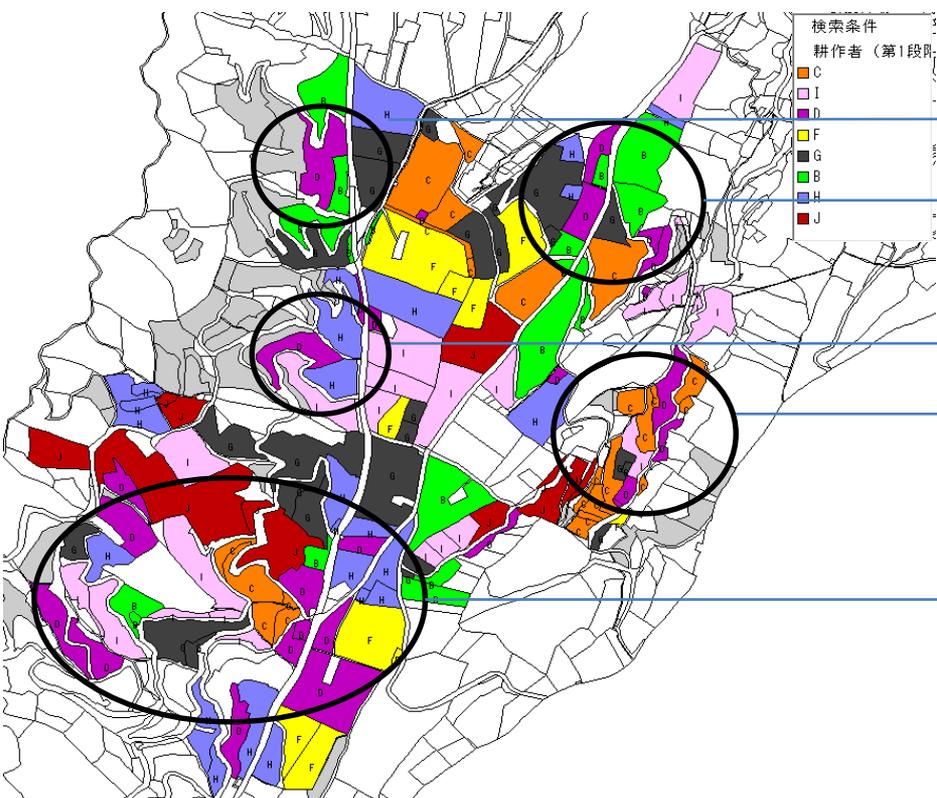
※Aさんの農地を将来の担い手に集積

※現時点で錯圃解消が可能なものは交換

徐々に将来ビジョンへ近づけていく取組

アフター（第1段階）

アフター（第2段階）



【以降】リタイア者が出た段階でルールに従って担い手に集積

※第2段階でリタイアDさんの農地を将来の担い手に集積